

# 令和元年度 大東市教育委員会 3月定例会会議録

## 1. 開催年月日

令和2年3月25日（水） 午前10時00分～午前11時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

## 4. 出席説明員（15名）

- ・学校教育部長 澤田 芳彦
- ・学校教育部指導監 岡本 功
- ・生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・学校教育部学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

## 5. 傍聴者 0名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 6 号  
令和 2 年度大東市教育委員会事務局職員人事について
- 日 程 第 3 教委議案第 7 号  
大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導  
助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則につ  
いて
- 日 程 第 4 教委議案第 8 号  
大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する  
規則について
- 日 程 第 5 教委議案第 9 号  
大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則  
を廃止する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第 10 号  
令和 2 年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 7 教委議案第 12 号  
令和 2 年度大東市社会教育委員の委嘱について
- 日 程 第 8 教委議案第 13 号  
大東市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日 程 第 9 教委議案第 14 号  
令和 2・3 年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

- 日 程 第 1 0      教委議案第 1 5 号  
                    大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につ  
                    いて
- 日 程 第 1 1      教委報告第 2 号  
                    大東市立青少年教育センターにおける臨時休館の期間延  
                    長にかかる専決処分について
- 日 程 第 1 2      一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第6号

令和2年度大東市教育委員会事務局職員人事について

令和2年度大東市教育委員会事務局職員人事について次のとおり定める。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

令和2年度大東市教育委員会事務局の人事異動について、「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条第1号に該当するため、教育委員会の議決を求める。

※人事案件につき非公開

教委議案第7号

大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について

大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係規則について所要の改正を行うため。

大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則

令和2年3月31日

教委規則第5号

(大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部改正)

第1条 大東市家庭教育支援チーム設置規則(平成28年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(報酬等)

第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された者の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の定めるところによる。

(大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部改正)

第2条 大東市英語指導助手の就業等に関する規則(平成24年教委規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。)」に改める。

第4条を次のように改める。

(任用の期間)

第4条 英語指導助手の任用の期間(以下「任用期間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期 任用の日から同日の属する年度の末日まで
- (2) 後期 前号に定める任用期間の末日の翌日から任用の日から起算して1年を経過する日まで

2 委員会は、客観的な能力実証を行った結果として同一の者を前項第2号に掲げる後

期の任用期間（第17条において「後期任用期間」という。）の満了後、再度任用することができる。

第5条中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第10条第2項中「任用期間を更新した」を「再度任用された」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初めて任用された1年目の任用期間 月額280,000円
- (2) 再度任用された2年目の任用期間 月額300,000円
- (3) 再度任用された3年目の任用期間 月額325,000円
- (4) 再度任用された4年目以後の任用期間 月額330,000円

第11条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項を同条第3項とする。

第12条中「又は第2項」を削る。

第13条第5項及び第6項を削る。

第15条第1項中「又は第2項」を削る。

第17条第1号中「第4条に規定する任用期間」を「後期任用期間」に改め、同条第2号及び第3号中「任用期間満了日」を「後期任用期間の満了日」に改める。

第18条を次のように改める。

（その他の報酬等）

第18条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）に定めるところによる。

2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、大東市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）別表第1に掲げる職種の会計年度任用職員の例による。

別表を削る。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大東市家庭教育支援チーム設置規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市家庭教育支援チーム設置規則 平成28年3月28日 教委規則第2号</p> <p>第1条～第8条 (略) <u>(報酬等)</u></p> <p>第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された者の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の定めるところによる。</u></p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>○大東市家庭教育支援チーム設置規則 平成28年3月28日 教委規則第2号</p> <p>第1条～第8条 (略) <u>(非常勤職員の報酬等)</u></p> <p>第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として任用された者の報酬及び費用弁償は、大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の定めるところにより支給し、同条例第2条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。</u></p> <p>第10条～第12条 (略)</p>



大東市英語指導助手の就業等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市英語指導助手の就業等に関する規則 平成 24 年 7 月 20 日 教委規則第 11 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (区分)</p> <p>第 3 条 英語指導助手は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（同項第 1 号に掲げる職員に限る。）</u>とする。</p> <p>(任用の期間)</p> <p>第 4 条 英語指導助手の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 前期 任用の日から同日の属する年度の末日まで (2) 後期 前号に定める期間の末日の翌日から任用の日から起算して 1 年を経過する日まで</p> <p>2 委員会は、<u>客観的な能力実証を行った結果として同一の者を前項第 2 号に掲げる後期の任用期間（第 17 条において「後期任用期間」という。）の満了後、再度任用</u>することができる。</p> <p>(人事評価)</p> <p>第 5 条 委員会は、英語指導助手の<u>人事評価</u>を行うものとする。</p>	<p>○大東市英語指導助手の就業等に関する規則 平成 24 年 7 月 20 日 教委規則第 11 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (区分)</p> <p>第 3 条 英語指導助手は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職</u>とする。</p> <p>(任用の期間)</p> <p>第 4 条 英語指導助手の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、<u>1 年間</u>とする。</p> <p>2 委員会は、<u>引き続き任用する必要があると認めるときは、英語指導助手の任用期間を更新</u>することができる。</p> <p>(勤務評定)</p> <p>第 5 条 委員会は、英語指導助手の<u>勤務成績の評定</u>を行うものとする。</p>

<p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(年次有給休暇等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任用期間内に与えられた年次有給休暇のうち、その期間内に取得しなかった日数がある場合で、第4条第2項の規定により再度任用されたときは、12日を限度として年次有給休暇を繰り越すことができる。</p> <p>(基本報酬及びその計算)</p> <p>第11条 <u>英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>初めて任用された1年目の任用期間</u> 月額280,000円</p> <p>(2) <u>再度任用された2年目の任用期間</u> 月額300,000円</p> <p>(3) <u>再度任用された3年目の任用期間</u> 月額325,000円</p> <p>(4) <u>再度任用された4年目以後の任用期間</u> 月額330,000円</p> <p>2 削除</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(年次有給休暇等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任用期間内に与えられた年次有給休暇のうち、その期間内に取得しなかった日数がある場合で、第4条第2項の規定により任用期間を更新したときは、12日を限度として年次有給休暇を繰り越すことができる。</p> <p>(基本報酬及びその計算)</p> <p>第11条 <u>英語指導助手は、大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成25年条例第32号)第2条第2項の規定に基づき報酬が支給される非常勤職員とし、その基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>初めて任用された年</u> 月額280,000円</p> <p>(2) <u>任用期間が更新された2年目の年</u> 月額300,000円</p> <p>(3) <u>任用期間が更新された3年目の年</u> 月額325,000円</p> <p>(4) <u>任用期間が更新された4年目以後の年</u> 月額330,000円</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日の前日までに任用され、引き続き任用期間を更新されている英語指導助手の基本報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>別表に記載する国の国籍を有する英語指導助手のうち、</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 月の途中で任用を開始したとき又は月の途中で任用が終了したときの基本報酬額は、当該開始した日又は当該終了した日までの日割計算により算出する。</p> <p>3 前項の日割計算に当たっては、第1項に定める額に12を乗じた額を260で除して得た額を1日当たりの額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)</p> <p>第12条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、前条第1項に定める額に12を乗じた額を1820で除して得た額とする。</p> <p>(時間外勤務等に伴う割増報酬)</p> <p>第13条 1～4 (略)</p> <p>5～6 削除</p>	<p>入国の日から2年を超えない期間の者 月額300,000円</p> <p>(2) 中国の国籍を有する英語指導助手のうち、入国の日から3年を超えない期間の者 月額300,000円</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外のもの 月額320,000円</p> <p>3 月の途中で任用を開始したとき又は月の途中で任用が終了したときの基本報酬額は、当該開始した日又は当該終了した日までの日割計算により算出する。</p> <p>4 前項の日割計算に当たっては、第1項又は第2項に定める額に12を乗じた額を260で除して得た額を1日当たりの額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)</p> <p>第12条 勤務1時間当たりの基本報酬額は、前条第1項又は第2項に定める額に12を乗じた額を1820で除して得た額とする。</p> <p>(時間外勤務等に伴う割増報酬)</p> <p>第13条 1～4 (略)</p> <p>5 大東市非常勤嘱託員の就業等に関する規則(平成20年規則第12号)第14条第1項に規定する超勤代休時間前項に規定する時間外勤務等に伴う割増報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下この項において「超勤代休時間」という。)を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第14条 (略) (報酬の減額)</p> <p>第15条 英語指導助手が正規の勤務時間に勤務しないときは、別に定めがあるときを除き、当該勤務しない1時間につき第12条の規定により算出した1時間当たりの基本報酬額を第11条第1項に規定する基本報酬額から減額して支給するものとし、当該勤務しない時間の属する月の基本報酬額からこれを減額できなかつたときは、翌月の基本報酬額からこれを減額するものとする。</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項第2号又は第2項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務等に伴う割増報酬を支給することを要しない。</p> <p>6 第1項第1号に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の適用については、同項中「第1項第2号又は第2項に規定する割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>第14条 (略) (報酬の減額)</p> <p>第15条 英語指導助手が正規の勤務時間に勤務しないときは、別に定めがあるときを除き、当該勤務しない1時間につき第12条の規定により算出した1時間当たりの基本報酬額を第11条第1項又は第2項に規定する基本報酬額から減額して支給するものとし、当該勤務しない時間の属する月の基本報酬額からこれを減額できなかつたときは、翌月の基本報酬額からこれを減額するものとする。</p> <p>第16条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(赴任等の費用)</p> <p>第17条 委員会は、英語指導助手に対し、赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り支給するものとする。</p> <p>(1) <u>後期任用期間</u>を満了すること。</p> <p>(2) <u>後期任用期間の満了日の翌日から1か月以内</u>に、日本国内において本市又は他者との雇用関係が発生しないこと。</p> <p>(3) <u>後期任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに</u>、帰国のために日本から出国すること。</p> <p><u>(その他の報酬等)</u></p> <p>削除</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、<u>大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)</u>に定めるところによる。</p> <p>2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、<u>大東市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和2年規則第17号)別表第1に掲げる職種の会計年度任用職員の例による。</u></p> <p>削除</p>	<p>(赴任等の費用)</p> <p>第17条 委員会は、英語指導助手に対し、赴任及び帰国のための費用を支給する。ただし、帰国のための費用は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り支給するものとする。</p> <p>(1) <u>第4条に規定する任用期間</u>を満了すること。</p> <p>(2) <u>任用期間満了日の翌日から1か月以内</u>に、日本国内において本市又は他者との雇用関係が発生しないこと。</p> <p>(3) <u>任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに</u>、帰国のために日本から出国すること。</p> <p><u>(準用その他の報酬等)</u></p> <p>第18条 <u>この規則に定めるもののほか、英語指導助手の任用及び勤務条件等については、大東市非常勤嘱託員の就業等に関する規則の定めるところによる。</u></p> <p>2 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の報酬及び費用弁償については、<u>大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。</u></p> <p>3 この規則に定めるもののほか、英語指導助手の休暇については、<u>大東市非常勤嘱託員の休暇等に関する規則(平成20年規則第11号)の定めるところによる。</u></p> <p><u>別表(第11条関係)</u> アメリカ、アイルランド、フランス、ドイツ、韓国</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教委議案第8号

大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会事務局の職名の整理を行う必要があるため。

大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

令和2年3月26日

教委規則第1号

大東市教育委員会事務局職員職名規則（昭和44年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を削る。

第3条の表嘱託員の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大東市教育委員会事務局職員職名規則新旧対照表

新	旧												
<p>○大東市教育委員会事務局職員職名規則 昭和44年3月31日 教委規則第2号</p> <p>第1条 (略) (職員の職名)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定による職員の職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 削除</p> <p>第3条 前条に定める職名の職種内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">職種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職種内容	(略)	(略)	削除	削除	<p>○大東市教育委員会事務局職員職名規則 昭和44年3月31日 教委規則第2号</p> <p>第1条 (略) (職員の職名)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定による職員の職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>嘱託員</u></p> <p>第3条 前条に定める職名の職種内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">職種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>嘱託員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一定の職務又はその補助に従事する者</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	職種内容	(略)	(略)	<u>嘱託員</u>	<u>一定の職務又はその補助に従事する者</u>
職名	職種内容												
(略)	(略)												
削除	削除												
職名	職種内容												
(略)	(略)												
<u>嘱託員</u>	<u>一定の職務又はその補助に従事する者</u>												



教委議案第9号

大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則を廃止する規則について

大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則を廃止する規則を次のとおり制定する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

令和元年度末をもって大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業を終了することに伴い、本実施規則を廃止する必要があるため。

大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則を廃止する規則

令和 2 年 3 月 2 6 日

教 委 規 則 第 2 号

大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則（平成 2 9 年教委規則第 3 号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教委議案第10号

令和2年度大東市公立学校園に対する指示事項について

令和2年度大東市公立学校園に対する指示事項を次のとおり定める。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

令和2年度の大東市公立学校園に対する指示事項を設定し、学校園教育の活性化と充実を図るため。

# 令和2年度 大東市公立学校園に対する指示事項

## 《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」  
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり

## 《だいとう教育ビジョン 2019》

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」  
—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

大東のめざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

大東市教育委員会

## 令和2年度 学校教育の重点 「豊かな学びのための学校力の向上」

人工知能（AI）が飛躍的に進化するなど、情報化やグローバル化など社会的変化はますます加速度を増し、複雑で予測困難な時代となってきています。このような時代にあって、子どもたちが様々な変化を前向きに受け止め、他者と協働して課題を解決していくことで、社会や自らの人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていく、そのような力の育成が学校教育に益々求められることとなります。

また、本市の子どもたちに未来の創り手として必要な資質・能力を育むために、小・中学校の教員が連携して、義務教育9年間を見通した一貫した教育の重要性が高まっています。

折しも、令和2年度は、新学習指導要領が小学校において全面実施となり、中学校においては移行期間措置の最終年度となります。

各校園では、子ども一人ひとりの確かな学力を育むための授業改善の推進や、学校が社会と共有・連携したカリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するための準備が進められてきたところです。

市教育委員会は昨年度に「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」を基本理念とし、「学び合う」授業・保育づくりを柱として『だいたう教育ビジョン2019』を策定し、全教職員がビジョンの具現化に向けて、その理念の共有化及び実践・研究に努めてきました。

学力向上や人間関係づくり、規範意識のより一層の醸成、生徒指導上の課題解決のため、総合的に「学校力」を高め、知・徳・体の調和のとれた力を育成するべく、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園をめざして、不断の努力が学校教育を担う私たちに求められています。そのためには、市内校園の優れた実践を継続・発展させるとともに、全教職員が一致して、学校園全体で組織的な取組みを推進することが肝要です。

とりわけ、授業改善については、「主体的・対話的で深い学び」の視点で「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、さまざまな研修を通じて切磋琢磨することにより、教員としての専門性を高め、学びの質を高めていくことが期待されています。

学校教育が長年積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、今、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、教職員自らが『教育は人なり』の矜持と使命感を持って資質・能力の向上に努めながら、教育活動を展開していかなくてはなりません。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示します。

## 1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

### 【重点指示事項】

#### (1) 組織的な学校園運営の推進

##### ① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針や教育目標等について教職員と共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性を発揮できる校内組織を構築すること。また、教職員が児童・生徒と向き合う時間をより一層確保するため、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

##### ② 開かれた学校園づくりの推進

各学校園においては、園児、児童、生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画を立て、その教育実践を行うためにPDCAサイクルに基づいた学校経営の推進に努めること。また、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かす等、学校運営体制の整備・充実に努めること。

併せて、「大東学び合いネット」のWebページ等を活用し、学校園の方針や取組みを積極的に発信するなど、家庭や地域と連携した教育活動の展開に工夫すること。

#### (2) 教職員の資質の向上

##### ① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

学習指導・生徒指導・学級経営等が適切に行うことができない教員については、児童・生徒の学習を保障していくためにも、校長・教頭からの指導や同僚からの助言、学校体制としての支援、校内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

##### ② 計画的な人材育成の推進

社会の変化に対応できる教職員を育成するため、「大阪府教員等研修計画」（令和2年3月 大阪府教育委員会）等を活用すること。その際、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成にも努めること。また、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るため首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

#### (3) 教職員のサービスの徹底

##### ① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、不祥事の未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月 大阪府教育委員会）等の関係資料を校内研修会などにおいて活用し、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。また、「大阪府教育委員会サービス指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図るよう努めること。

##### ② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂 大阪府教育委員会）等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

### ③ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である。したがって、「学校（園）におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」（大東市教育委員会）の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。

### ④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高めていける環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

教員が心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるよう、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年3月）に基づき、勤務時間の把握に努め、長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進すること。

（・全校一斉退庁日設定 ・部活動休養日設定 ・学校閉庁日設定・部活動指導員等外部人材の活用等・留守番電話設置・校務支援システム導入）

## 2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、命を大切に作る心や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「長欠・不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

### 【重点指示事項】

#### (1) 心の教育・人間関係づくり

##### ① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ること。また、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うこと。その際、問題解決的な学習や体験的な学習等を通して、様々な場面で適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てること。また、適切な評価の研究に努め、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

## ② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」（平成25年3月）等に基づくとともに、人権3法（平成28年）や府人権関係3条例（令和元年）の成立及び幼児・児童・生徒がこれまで学んできた内容や現在の状況等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとする。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的、計画的に進めること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

## ③ キャリア教育の推進

児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育の充実を図ること。

小中連携による9年間を見通したキャリア教育に係る全体計画のもと、児童・生徒が、自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するとともに、成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、9年間の学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的教材「キャリア・パスポート」を活用すること。

### （進路指導）

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者へは評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路情報や資料を適切に活用し、学校における進路ガイダンス機能の一層の充実を図ること。進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障害のある生徒の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。

## ④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、一層相互理解に努めること。小学校においては、「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」（平成31年3月改訂 大東市教育委員会）の有効な活用を努めること。



## ⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を核として、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに読書環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとして、学校図書館の有効活用に一層努め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する等、主体的な学習活動を支援すること。また、学校、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域における読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

## (2) 安心して学べる学校園づくり

### ① 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、正しい子ども理解を基盤として、すべての児童・生徒に対して規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質や行動力を高める指導や支援に努めること。そのために、児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した生徒指導体制のもとで、組織的に対応すること。また、学級経営や教科指導での指導の一貫性を図るとともに、成長を促す指導を推進し、事案が生起しにくい環境整備を図ること。

問題行動等が生起した場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」（平成30年4月）の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、毅然とした生徒指導を行い、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、状況に応じて警察等関係機関との連携による対応や府・市の事業等を活用し、スクールロイヤー等専門家の積極的な早期活用や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

### ② いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」および「大東市いじめ防止基本方針」（平成30年4月改訂）を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事態に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、市教委と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであること、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアカシ（文部科学省）」であることを教職員が共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で迅速かつ適切に対応すること。

教育活動全体において、いじめを起こさない集団づくりやエンパワメントの推進に努めるとともに、「いじめ対応セルフチェックシート」（令和元年6月）等を活用し、日頃より早期発見や対処のあり方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するアンケート調査に加え、各校独自のアンケート調査や、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用等、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

近年増加傾向にあるネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育の一層の推進に努めるとともに、保護者への啓発活動も合わせて行うこと。（「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（令和2年3月））

### ③ 不登校への対応および取組みの推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）に基づく教職員の共通理解及び対応を行うとともに、すべての児童・生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授

業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

長欠・不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図り、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員や教育支援センター「ボイス」等、関係機関と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築すること。また、中学校入学段階での小中連携を確実にすること。

#### ④ 児童虐待の防止に向けて

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月文部科学省)及び「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月大阪府教育庁)を踏まえた迅速かつ適切な対応を行うこと。とりわけ、要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは、子ども家庭センターが必要と認める幼児・児童・生徒については1か月に1回以上、関係機関へ書面にて情報提供を行うこと。

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、研修等も実施して早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童・生徒に係る情報提供については、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、児童・生徒のささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすること。

#### ⑤ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校園の危機管理の目的は、園児・児童・生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、授業・保育中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校園日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに常時見直しをすること。

(ア) 地震等自然災害を想定した避難訓練の充実を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」(平成31年3月改訂)を踏まえて、災害発生時の危機管理に努め、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を充実すること。また、防災ノート of データ資料を発達段階に応じて効果的に活用すること。大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。

(イ) 「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文部科学省)においてとりまとめられている学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組み等を参考に、各学校においては、それぞれの学校の実情に応じ、「大東市学校事故対応指針」(平成31年4月)も参考にしながら、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うこと。『児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき

不可欠の前提である』ことを全教職員で共有し、安全教育の充実及び安全点検の実施（安全管理の徹底）について、各校の「学校安全計画」（学校保健安全法第27条）に基づいて「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から取り組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。（「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月 文部科学省））

### 3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいたい教育ビジョン2019」実施2年目（令和3年次までの取組み）にあたり、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させるとともに、学校園が核となり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の基盤となる生活・学習習慣の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

#### 【重点指示事項】

##### (1) 自ら学び、学び合う力の育成

###### ① 学習指導要領の確実な実施

新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。中学校は新学習指導要領全面実施に向けた移行措置の趣旨・内容等を十分理解するとともに、確実に実施すること。

教育課程の編成は、学習指導要領に即して、適正に行い、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的に組み立てる等、カリキュラム・マネジメントを行うこと。

###### ② 授業の質の向上のための組織的な取り組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」を活用した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。言語能力の育成にあたっては、すべての学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、府教育委員会提供学習教材「ことばのちから」等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に不断に取り組むこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「つけるべき力」を明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等により、児童・生徒の学力や学習状況を詳細に把握・分析し、学力向上担当者を中心としてPDCAサイクルを踏まえた具体的・効果的な取組みに確実につなげる。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対しては、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすい周知の工夫を図り、積極的な発信に努めること。

###### ③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学

習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」や「学校支援事業」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学習の手引き」等の作成（「ホームワークガイド 2016 フォーマット」平成 28 年 3 月参照）と周知、質的充実等、家庭学習の在り方をさらに研究し、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

#### ④ 英語教育の充実

小学校では、英語教材『DREAM』を活用し、英語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を充実させ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。中学年においては、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「話すこと」「聞くこと」を通して、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養い、高学年においては、「読むこと」「書くこと」を加え、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。また、適切な評価を行うこと。

中学校では、4 技能をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ!～Daito English Trial～』を有効に活用し、中学校卒業段階で英検 3 級程度の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

#### ⑤ 小中「連携から一貫」へ

「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」における成果及び実践事例を参考にしながら、各中学校区において取り組んできた小中連携教育をさらに深化させるべく、各中学校区の実態に応じた「めざす子ども像」の設定や 9 年間を見通した系統的なカリキュラムの作成を行うなど小中一貫教育の取組みを進めていくこと。

### (2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

#### 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものととらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず関係教職員が相互に連携して把握し、基礎的環境整備や合理的配慮について適切に対応するとともに校内で共有を図ること。通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進するとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

### (3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止のため、技術指導においては段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すること。また、「新体力テスト」等を活用し、児童・生徒の体力の状況を把握・分析するとともに、その結果を踏まえ、学校全体で授業等の工夫・改善を推進する等、体力づくりを推進すること。部活動については「大東市中学校に係る部活動の方針」（令和 2 年 3 月）に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン」（令和元年 5 月）を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

教委議案第12号

令和2年度大東市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条及び大東市社会教育委員に関する条例に基づき、次表の8人を社会教育委員に委嘱する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

(50音順)

所属団体	氏名	備考
大東市体育協会	秋山 悦子	新任
大東市こども会育成連絡協議会	井上 真治	新任
四條畷学園短期大学	工藤 真由美	再任
大阪産業大学	塩見 剛一	再任
一般社団法人 大東青年会議所	徳田 和正	新任
大東市スポーツ推進委員会	友行 美由紀	再任
大東市文化協会	中納 田鶴子	再任
大東市公立中学校長会		新任

任期：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

教委議案第13号

大東市文化財保護審議会委員の委嘱について

大東市文化財保護条例施行規則第22条第1項の規定により、次表の9人を大東市文化財保護審議会委員に委嘱する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

氏名	所属等	専門分野	備考
天野 忠幸	天理大学	中世史	再任
網 伸也	近畿大学	考古学	再任
市川 秀之	滋賀県立大学	民俗学	再任
岩間 香	摂南大学	美術史（絵画）	新任
植松 清志	元大阪市立大学	建築史	再任
岡村 喜史	本願寺史料研究所	仏教史	再任
尾崎 明幸	大阪府文化財愛護推進委員	刀剣研師	再任
松本 裕	大阪産業大学	都市計画	再任
吉原 忠雄	元大阪大谷大学	美術史（彫刻）	再任

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

教委議案第14号

令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

令和2・3年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

委嘱しているスポーツ推進委員が令和2年3月31日に任期満了になることに伴い、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員を委嘱するため。

令和2・3年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

(50音順)

	氏 名	年齢	住 所	継続 (年数)
1	あかぎ 彩乃 赤木 乃	20	京都市	継続 (2年)
2	ありむら だいき 有村 大起	24	野崎	継続 (2年)
3	いじま あや 飯島 理	48	泉町	継続 (1年)
4	いわき みきこ 岩城 美紀子	45	大野	継続 (12年)
5	うめの まさゆき 梅野 雅之	56	野崎	継続 (18年)
6	きうら つねこ 木浦 常子	71	野崎	新規
7	しもやな けんいち 下築 健一	75	諸福	継続 (35年)
8	たかぎ じゅんこ 高木 淳子	59	津の辺町	継続 (10年)
9	たかくら えいいち 高倉 栄一	60	野崎	継続 (12年)
10	たかばし さら 高橋 咲来	21	野崎	継続 (2年)
11	つのだ まさこ 角田 万佐子	53	津の辺町	継続 (2年)
12	ともゆき みゆき 友行 美由紀	71	緑が丘	継続 (28年)
13	なつだ けんいち 夏田 圭一	54	緑が丘	継続 (10年)
14	にしかわ じゅんこ 西川 順子	52	緑が丘	新規
15	のがみ ゆきえ 野上 ゆきえ	53	住道	継続 (1年)
16	ほうむら たかこ 法邑 孝子	72	幸町	継続 (14年)
17	もりかわ やすお 森川 安生	63	深野	継続 (2年)
18	やまなか とよこ 山中 豊子	68	緑が丘	継続 (14年)
19	よしかわ くにこ 吉川 久仁子	55	津の辺町	継続 (2年)
20	わだ まみ 和田 麻美	46	泉町	継続 (10年)

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで



## スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（令和2年度・3年度任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

## スポーツ基本法（抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
  - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

教委議案第15号

大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

本市教育委員会が公益上必要であると判断する場合において、体育施設を使用できるようにするため。

# 大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

令和 2 年 3 月 2 6 日

教 委 規 則 第 3 号

大東市体育施設条例施行規則（平成 1 8 年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、公益上の必要があるとして、指定管理者が大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を得て認める場合においては、第 1 項に規定する回数及び前項に規定する区分数を超えて、体育施設を使用することができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承諾を得て、第 2 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定にかかわらず、体育施設の使用許可を行うことができる。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市体育施設条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市体育施設条例施行規則 平成18年2月23日教委規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市体育施設条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第1条に規定する大東市体育施設（以下「体育施設」という。）及びその附属設備の使用の許可を受けようとする者（トレーニング室を使用しようとする者を除く。）は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項に規定する申請は、別表に定める申請可能日に行うことができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続きを行った者は、体育施設の専用使用について同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日において、体育施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。</p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する</p>	<p>○大東市体育施設条例施行規則 平成18年2月23日教委規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市体育施設条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第1条に規定する大東市体育施設（以下「体育施設」という。）及びその附属設備の使用の許可を受けようとする者（トレーニング室を使用しようとする者を除く。）は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</p> <p>2 前項に規定する申請は、別表に定める申請可能日に行うことができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。）第5条に規定する登録手続きを行った者は、体育施設の専用使用について同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日において、体育施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。</p> <p>4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する</p>

書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

- 5 体育施設の使用申請が可能な月の15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等体育施設の使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約又は申請が行われていないときは、大東市立市民体育館（以下「体育館」という。）の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（トレーニング室の使用の申請）

第2条の2 条例第8条の規定によりトレーニング室及びその附属設備（以下「トレーニング室等」という。）を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券（様式第2号）を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（使用制限）

第3条 体育施設（トレーニング室を除く。以下この条において同じ。）の使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人（団体）当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

- 2 体育施設を使用できる区分数は、1日につき1区分とする。ただし、体育館にあつては連続する2区分以上、大東市立龍間運動広場（以下「運動広場」という。）にあつては、連続する2区分（運動広場での大会使用は全区分）を1区分とみなすものとする。

書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

- 5 体育施設の使用申請が可能な月の15日を経過した日から使用予定日の8日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等体育施設の使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 7 使用予定日の7日前から使用日までの期間において、前各項の予約又は申請が行われていないときは、大東市立市民体育館（以下「体育館」という。）の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（トレーニング室の使用の申請）

第2条の2 条例第8条の規定によりトレーニング室及びその附属設備（以下「トレーニング室等」という。）を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券（様式第2号）を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（使用制限）

第3条 体育施設（トレーニング室を除く。以下この条において同じ。）の使用区分を使用できる回数は、毎月の初日から末日までの期間において、1人（団体）当たり5回までとする。ただし、抽選後の申請については、これを超えて使用することができる。

- 2 体育施設を使用できる区分数は、1日につき1区分とする。ただし、体育館にあつては連続する2区分以上、大東市立龍間運動広場（以下「運動広場」という。）にあつては、連続する2区分（運動広場での大会使用は全区分）を1区分とみなすものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、公益上の必要があるとして、指定管理者が大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を得て認める場合においては、第1項に規定する回数及び前項に規定する区分数を超えて、体育施設を使用することができる。

4 体育館にあっては、同じ施設を全区分にわたり連続して4日以上使用することはできない。

5 運動広場においては、硬式野球、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールその他指定管理者が使用を認める種目以外の使用はできないものとする。ただし、指定管理者が特別に認める場合はこの限りでない。

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承諾を得て、第2条（第1項及び第2項を除く。）の規定にかかわらず、体育施設の使用許可を行うことができる。

第4条の2 指定管理者は、トレーニング室等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用承諾の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立市民体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとし、使用者の申出により、11回分の回数券（様式第4号）又は定期券（様式第5号）を交付することがで

3 体育館にあっては、同じ施設を全区分にわたり連続して4日以上使用することはできない。

4 運動広場においては、硬式野球、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールその他指定管理者が使用を認める種目以外の使用はできないものとする。ただし、指定管理者が特別に認める場合はこの限りでない。

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条の2 指定管理者は、トレーニング室等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用承諾の可否を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立市民体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとし、使用者の申出により、11回分の回数券（様式第4号）又は定期券（様式第5号）を交付することがで

きる。

3 回数券又は定期券の交付を受けた者は、トレーニング室等を使用しようとするときは、その都度指定管理者に回数券又は定期券の提示を行い、その承諾を受けなければならない。

4 交付した回数券及び定期券は、市又は指定管理者に責めがある場合を除き、未使用分を払い戻すことはできない。

(使用の許可の変更及び取消しの申請)

第5条 第4条に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、体育施設及びその附属施設(以下「体育施設等」という。)の使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書(様式第6号)を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更又は取消しの決定をし、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書(様式第8号)により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書(様式第9号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用の届出)

第5条の2 条例第8条の2の規定により、個人で体育施設を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとする。

3 前項の使用は、原則として1時間以内を単位とし、指定管理者が安全な使用又は施設管理に支障があると判断する場合は、使用人数、使用時間その他使用の制限を加え、使用を中止させ、又は使用を承諾しないことができる。

きる。

3 回数券又は定期券の交付を受けた者は、トレーニング室等を使用しようとするときは、その都度指定管理者に回数券又は定期券の提示を行い、その承諾を受けなければならない。

4 交付した回数券及び定期券は、市又は指定管理者に責めがある場合を除き、未使用分を払い戻すことはできない。

(使用の許可の変更及び取消しの申請)

第5条 第4条に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、体育施設及びその附属施設(以下「体育施設等」という。)の使用の許可を変更しようとするときは大東市公共施設使用許可変更申請書(様式第6号)を、取り消そうとするときは大東市公共施設使用許可取消申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更又は取消しの決定をし、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書(様式第8号)により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書(様式第9号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用の届出)

第5条の2 条例第8条の2の規定により、個人で体育施設を使用しようとする者は、大東市立市民体育館使用券を指定管理者に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、大東市立体育館使用券に領収印を押印することにより使用許可書に代えるものとする。

3 前項の使用は、原則として1時間以内を単位とし、指定管理者が安全な使用又は施設管理に支障があると判断する場合は、使用人数、使用時間その他使用の制限を加え、使用を中止させ、又は使用を承諾しないことができる。

(特別設備の設置等)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定により、特別設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市体育施設特別施設設置・設備変更申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の特別設備の設定に係る費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査した上で設置の可否を決定し、大東市体育施設特別施設設置・設備変更許可書(様式第12号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用時間及び延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び事後整備に要する時間も含むものとする。

2 使用者は、指定管理者の許可なく使用時間を超えて体育施設等を使用することはできない。

3 使用者は、使用時間を超えて体育施設等を使用しようとするときは、指定管理者から使用時間の延長の許可を受けなければならない。この場合において、使用者は、条例第14条の規定による当該延長時間に係る利用料金を速やかに納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 体育施設等の使用許可を受けるに当たっては、所定の利用料金を支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金を収納したときは、大東市公共施設利用料金領収書(様式第12号)を交付するものとする。

3 第2条の2及び第5条の2の大東市立市民体育館使用券を利用する者は、当該使用券に利用料金の受領印を押印することにより、前項の領収書に代えることができる。

(特別設備の設置等)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定により、特別設備を設け、又は既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市体育施設特別施設設置・設備変更申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の特別設備の設定に係る費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査した上で設置の可否を決定し、大東市体育施設特別施設設置・設備変更許可書(様式第12号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用時間及び延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び事後整備に要する時間も含むものとする。

2 使用者は、指定管理者の許可なく使用時間を超えて体育施設等を使用することはできない。

3 使用者は、使用時間を超えて体育施設等を使用しようとするときは、指定管理者から使用時間の延長の許可を受けなければならない。この場合において、使用者は、条例第14条の規定による当該延長時間に係る利用料金を速やかに納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 体育施設等の使用許可を受けるに当たっては、所定の利用料金を支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金を収納したときは、大東市公共施設利用料金領収書(様式第12号)を交付するものとする。

3 第2条の2及び第5条の2の大東市立市民体育館使用券を利用する者は、当該使用券に利用料金の受領印を押印することにより、前項の領収書に代えることができる。



(利用料金の返還)

第9条 指定管理者は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の返還について、次に掲げる額を返還することができる。

- (1) 条例第10条第4号又は第5号の規定により、体育施設等の使用ができなくなったとき 既納利用料金の10割
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申し出てその理由が認められたとき 既納利用料金の5割
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用の取消しを申し出てその理由が認められたとき 既納利用料金の3割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に返還することが適当と認められたとき 既納利用料金のうち指定管理者が別に定める割合

2 前項の場合において、利用料金の返還を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書（様式第13号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第10条 指定管理者は、条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。ただし、第2号から第6号までに掲げる場合の附属設備の利用料金については、この限りでない。

- (1) 本市又は委員会が使用するとき。10割
- (2) 委員会が認めた社会教育団体が市民のスポーツ振興のために行う事業に使用するときで、委員会が特別の事由があると認めるとき。5割

(利用料金の返還)

第9条 指定管理者は、条例第15条ただし書の規定による利用料金の返還について、次に掲げる額を返還することができる。

- (1) 条例第10条第4号又は第5号の規定により、体育施設等の使用ができなくなったとき 既納利用料金の10割
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申し出てその理由が認められたとき 既納利用料金の5割
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用の取消しを申し出てその理由が認められたとき 既納利用料金の3割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に返還することが適当と認められたとき 既納利用料金のうち指定管理者が別に定める割合

2 前項の場合において、利用料金の返還を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金返還（還付）申請書（様式第13号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、返還の適否を決定し、大東市公共施設利用料金返還（還付）決定通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第10条 指定管理者は、条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。ただし、第2号から第6号までに掲げる場合の附属設備の利用料金については、この限りでない。

- (1) 本市又は大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が使用するとき。10割
- (2) 委員会が認めた社会教育団体が市民のスポーツ振興のために行う事業に使用するときで、委員会が特別の事由があると認めるとき。5割

- (3) 代表者又は責任者が成年者である小・中学生の団体が使用するとき。5割
- (4) 65歳以上の者又は構成員の2分の1以上が65歳以上の者で構成される団体が使用するとき。5割
- (5) 次に掲げる者（以下この号において「心身障害者」という。）又は心身障害者及びこれらの介護者に係る団体が使用するとき。5割
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所が判定し、療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき。5割

2 前項の場合において、利用料金の減免を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金減免申請書（様式第15号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免決定通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用許可書の提示義務）

第11条 使用者は、使用期間中において大東市公共施設使用許可書、大東市立龍間運動広場使用許可書、大東市立市民体育館使用券又は大東市体育施設特別施設設置・設備変更許可書を携帯し、体育施設職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（破損等の届出）

- (3) 代表者又は責任者が成年者である小・中学生の団体が使用するとき。5割
- (4) 65歳以上の者又は構成員の2分の1以上が65歳以上の者で構成される団体が使用するとき。5割
- (5) 次に掲げる者（以下この号において「心身障害者」という。）又は心身障害者及びこれらの介護者に係る団体が使用するとき。5割
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所が判定し、療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき。5割

2 前項の場合において、利用料金の減免を受けようとする者は、大東市公共施設利用料金減免申請書（様式第15号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設利用料金減免決定通知書（様式第16号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用許可書の提示義務）

第11条 使用者は、使用期間中において大東市公共施設使用許可書、大東市立龍間運動広場使用許可書、大東市立市民体育館使用券又は大東市体育施設特別施設設置・設備変更許可書を携帯し、体育施設職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（破損等の届出）

第12条 使用者は、体育施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、体育施設等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

別表(第2条関係)

申請可能日

施設名称	使用申請の受付期間	
	一次申請(市民に限る。)	二次申請 (市民及び市民以外)
体大体育室	使用日が属する月の3か月前の月の初日から同月6日(運動広場の大会使用の場合は4か月前の月の初日から第3水曜日)まで	使用日が属する月の3か月前の15日から(先着順)
育小体育室		
館多目的室(大)		
多目的室(小)		
運動広場		
大東市立テニスコート		

備考

- 1 市民とは、本市内に在住、在勤又は在学する者(法人又は団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの)をいう。
- 2 一次申請において複数の申請がある場合の抽選は、受付期間の終了後、指定管理者が別に定める日に行うものとする。
- 3 指定管理者が特に必要と認めるときは、一次申請における使用申請の受付期間を変更することができる。

第12条 使用者は、体育施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、体育施設等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受けなければならない。

別表(第2条関係)

申請可能日

施設名称	使用申請の受付期間	
	一次申請(市民に限る。)	二次申請 (市民及び市民以外)
体大体育室	使用日が属する月の3か月前の月の初日から同月6日(運動広場の大会使用の場合は4か月前の月の初日から第3水曜日)まで	使用日が属する月の3か月前の15日から(先着順)
育小体育室		
館多目的室(大)		
多目的室(小)		
運動広場		
大東市立テニスコート		

備考

- 1 市民とは、本市内に在住、在勤又は在学する者(法人又は団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの)をいう。
- 2 一次申請において複数の申請がある場合の抽選は、受付期間の終了後、指定管理者が別に定める日に行うものとする。
- 3 指定管理者が特に必要と認めるときは、一次申請における使用申請の受付期間を変更することができる。

## 教委報告第2号

大東市立青少年教育センターにおける臨時休館の期間延長にかかる専決処分について

大東市立青少年教育センターにおける臨時休館の期間延長について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、令和2年3月19日に次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和2年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立青少年教育センター（北条・野崎）に係る臨時休業措置について、引き続き、令和2年4月7日まで休業延長とすることについて緊急に決定する必要があったため。

## 【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（3月20日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

## 【今後の対応の考え方（案）】

- (1) 現在、中止の方針としているイベント等、休館している施設等については、条件が整い次第、3月21日以降順次再開。ただし、以下の条件等を満たすことができない場合は、引き続き中止及び休館を継続する。  
※なお、3月19日を目途に示される国の専門家会議における判断と大きな齟齬がある場合は、改めて考え方を整理する。

## 条件

## クラスタの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること

- ① 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか
- ② 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等の対応が可能か
- ③ イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか

## 再開にあたっての留意点

- |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・咳エチケット・手洗いなど感染予防策の周知・徹底</li> <li>・参加者が共通に触れる器具、設備等の消毒の徹底<br/>(食事を提供する場合もトングの共用を避けるなど感染防止の徹底)</li> <li>・アルコール消毒液の配置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフの健康管理の徹底</li> <li>・発熱等の症状がある人に参加・来場を控えるよう要請<br/>(会場等での掲示での徹底 など)</li> <li>・相互接触（握手、肩を組む等）を回避</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (2) 上記考え方にに基づき、個別のイベント、施設について各部局において基本的に判断し、必要に応じ、政策企画部と協議。条件の整ったものから順次再開する。
- (3) 市町村に対しても府の考え方を示す。
- (4) 民間への依頼については、19日を目途に示される国の専門家会議における判断をふまえて、改めて判断する。

## 8. 一般業務報告

1. 大東市教育大綱実施計画に係る令和元年度取組状況について
2. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業措置以降の対応について
3. 大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について
4. 大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

## 9. 会議録

亀岡教育長

それでは、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルスの関係で教育委員及び理事者はマスク着用としております。

それでは、本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

澤田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入る前に教育長職務代理者についてですが、現在は田中佐知子委員が教育長職務代理者となっておりますが、諸般の事情により、本日付で水野達朗委員に対し教育長職務代理者の指名をしたいと思います。

それでは議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第6号「令和2年度大東市教育委員会事務局職員人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

それでは、本議案は非公開とし、別室にて審議することといたします。

【別室にて審議】

この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第7号「大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第3 教委議案第7号「大東市家庭教育支援チーム設置規則及び大東市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることにより、現在、家庭教育支援チームの構成員のうち、および英語指導助手である特別職非常勤職員について、新たに一般職の会計年度任用職員制度に移行するにあたり、関係2規則について所要の改正を行う必要があるため上程させていただくものです。

資料に添付の新旧対照表をご参照下さい。

まず、家庭教育支援チーム設置規則について、第9条に掲げる報酬等の規定について、支援チームの構成のうち、現在の任用根拠が非常勤職員によるものの者については、来年度より、会計年度任用職員制度に移行することから、報酬額の規定を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例」の定めるところによるものとの改正を行っております。

次に、大東市英語指導助手の就業等に関する規則については、同じく第3条において、英語指導助手は新たに地方公務員法に規定する会計年度任用職員とすること、第4条において、英語指導助手が新たに会計年度における任用であることに鑑み、任用期間を前期と後期の会計年度としつつ、再度の任用を要する場合は、客観的な能力実証を行った結果として、任用期間の満了後に再度任用できるとしたこと、第5条においては、会計年度任用職員制度において、いわゆる正規の職員と同様に人事評価の対象となることについて改正を行っております。

その他、第10条については、同趣旨に伴う必要な改正を、第13条第5項においては、いわゆる超勤代休制度について、会計年度任用職員には適用しないことから削除しておくものです。

以下、第15条以下の改正についても同趣旨に伴う必要な改正を行うものです。

以上が主な改正点となります。

本改正規則は、令和2年4月1日から施行となります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第8号「大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第4 教委議案第8号「大東市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則の改正につきましては、教委議案第7号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに併せまして、教育委員会事務局の職名のうち「嘱託員」の名称に係る削除を行う必要があることから改正を行うものです。

本改正規則は、令和2年4月1日から施行となります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

亀岡教育長

次に、日程第5 教委議案第9号「大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則を廃止する規則について」の提案理由の説明をお願いします。



藤原課長

日程第5 教委議案第9号「大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業実施規則を廃止する規則について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

大東市小中一貫教育モデル校プロジェクト事業については、本規則第6条の規定により、実施年度を平成29年度から令和元年度末と定めているものであり、今年度末をもって当該事業を終了することに伴い、本実施規則を廃止する必要があるため上程させていただくものです。

本規則の施行日は、令和2年4月1日からとなります。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第6 教委議案第10号「令和2年度大東市公立学校園に対する指示事項について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

日程第6 教委議案第10号「令和2年度大東市公立学校園に対する指示事項について」の提案理由についてご説明いたします。

本指示事項は、大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校園教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取り組み等を盛り込み、本市学校園の活性化と充実を図るため、令和2年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

前文をご覧ください。

令和2年度「学校教育の重点」としては、令和元年度に引き続き、「豊かな学びのための学校力の向上」としております。

これからの時代を生きる子どもたちにとって、様々な変化を前向きに受け止め、仲間と協働して課題を解決していくことで、社会や自らの人生を人間ならではの感性を働かせ、より豊かなものにしていく、そのような力の育成が学校教育にますます求められていきます。

また、未来の創り手として必要な資質・能力を育むために、小・中の教員が連携して義務教育9年間を見通した一貫した教育がますます重要となってきます。

令和2年度は、新学習指導要領が小学校において全面実施、中学校では移行期間最終年度となります。

各校園では、授業改善の推進やカリキュラムマネジメントの実現等、特色ある教育活動を実施するための準備が進められてきております。市教育委員会としては、昨年度「だいとう教育ビジョン2019」を策定し、全ての教員がビジョンの具現化に向けて理念の共有化・実践・研究に努めてまいりました。

授業改善については、「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、学び

の質を高めていくことが期待されています。

さらに、学校教育が積み重ねてきた専門性、つまり「不易」を確かに継承しつつ、学校教育に求められている「流行」を的確に把握しながら、『教育は人なり』の矜持と使命感を持って教育活動を展開していくことが必要です。

校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれの「学校力」をさらに高め、オール大東で子どもたちの豊かな学びのための教育活動の推進に努めることを指示しています。

具体的な内容については、今年度と同じく3つの柱立てで構成しております。

主な変更・追加箇所についてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。「1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上」において、【重点指示事項】の「(2) 教職員の資質の向上」として、「②計画的な人材育成の推進」での教職員の育成にあたっては、基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成にも努めることを指示しております。

2 ページ目をご覧ください。1 ページ下方から続く「(3) 教職員のサービスの徹底」として、「③職場におけるハラスメントの防止」では、「ハラスメントは個人の人格や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である」ことを明記しております。「④学校における働き方改革」では、新たな指針に基づいた教員の勤務時間の把握と長時間勤務の縮減に向けた取組みを推進することを指示し、新たな取組みとして「留守番電話設置」と「校務支援システム導入」を記載しております。

2 ページ中央下から始まります「2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり」においてのところでは、3 ページ目をご覧ください。【重点指示事項】の「(1) 心の教育・人間関係づくり」の「②人権教育の推進」のところでは、改めて人権3法と、今年度成立しました府人権関係3条例等もふまえ、計画を作成することを指示しております。また、近年経験年数の少ない教員が増えてきております。本市の人権教育の成果について、各校において継承できるよう努めることも指示しております。

「③キャリア教育の推進」については、成長や変容を自己評価するための振り返る活動を取り入れ、その際9年間の学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的教材「キャリアパスポート」を活用することを指示しております。

4 ページをご覧ください。「(2) 安心して学べる学校園づくり」の「①生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み」では、未然防止及び早期発見、あるいは被害の拡大防止等の対応においては、これまでも関係機関と連携をして対応してまいりましたが、今回新たに府も推進しておりますスクールロイヤーの積極的な早期活用を加筆しております。

「③不登校への対応および取組みの推進」については、今年度10月に文部科学省より示されました「不登校児童生徒への支援の在り方」通知について、教職員が共通理解と対応を行っていくことを指示しております。

「④児童虐待の防止に向けて」では、大阪府から市町村への指示事項にも今回追記されました内容につきまして、市としても追記しております。

「⑤危機管理体制の確立と防災教育の充実」では、今年度1年かけて作成しておりました「大東市版の防災ノート」、総ページ30数ページあるもので、この度完成いたしました。こちらを全ての児童・生徒が活用できるようにしております。必要に応じてデータを配信しておりますので、9年間の中で、必要な時期に必要な項目について活用することを指示しております。

次に、6ページをご覧ください。「3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境」では、令和3年度までの方向性で、次年度2年目となる「だいたう教育ビジョン2019」により、より質の高い授業づくりをめざします。

【重点指示事項】の「(1) 自ら学び、学び合う力の育成」では、若干の文言整理を行っていますが、概ね今年度と同様の内容を指示しております。

7ページ、「⑤小中「連携から一貫」へ」では、各中学校区の実態に応じた「めざす子ども像」の設定・系統的なカリキュラム作成等を指示しております。

同じく7ページ、「(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進」では、一人ひとりの児童・生徒の教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず関係教職員が相互に連携して、その把握を行うことを改めて指示しております。

「(3) 健やかな体を育むために」では、改めての内容となりますが、技術指導においては、段階を踏んでスモールステップで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すことを指示しております。また、次年度においても熱中症予防は必要と考えており、市熱中症ガイドラインを参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め適切に対応することを指示しております。

以上、長くなりましたが、主な変更、追加箇所についてを中心に説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

3ページの「③キャリア教育の推進」について、キャリア教育については文部科学省から通達が来たと思いますが、もう少し詳しく教えていただけますか。

渡邊課長

文部科学省から大阪府教育庁の方に資料の提示がございまして、大阪府としましても、府でアレンジしたものをこの間、12月までの間で市の方に提示がございました。本市といたしましては、今年度の4月から同時並行で、学校が現在作成しているもの、また府から示されたものを参考にしつつ、この3月までに完成しているところでございます。そして、4月にキャリアパスポートを教育委員会として配布し、ここに9年間、順番に入れていけるよというということで準備を進めている次第です。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第7 教委議案第12号「令和2年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

日程第7 教委議案第12号「令和2年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、その職務は同法第17条に、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどが規定されております。「大東市社会教育委員に関する条例」第3条で、任期を1年と定め、本年3月31日に任期満了を迎えますことから、このたび委嘱についてご提案するものでございます。

議案書の名簿の8名の候補者は、各団体からご推薦をいただいております。名簿の右の備考欄にございますとおり、再任が4名、新任が4名です。

なお、大東市公立中学校長会につきましては、4月以降に新年度の体制になってから、中学校長会よりご推薦いただくものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

平岡課長

次に、日程第8 教委議案第13号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

日程第8 教委議案第13号「大東市文化財保護審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

大東市文化財保護審議会は、本市文化財の保護、継承および活用に関する重要事項を調査、審議することを目的として、大東市文化財保護条例第48条に基づき設置されております。

同条例施行規則第22条におきまして、委員の定数は10名以内、任期は2年と規定されており、このたび8名すべての委員が、本年3月31日に任期満了を迎えます。

本市では、今後も歴史的資源活用基本方針に基づき、本市の文化財を大東の魅力として磨き上げ、市民の皆様に発信していくにあたり、大東市指定文化財の選考をはじめ、各委員の専門知識が今後も必要不可欠であることから、8名すべての委員の再任についてご提案するものでございます。

また、今回、新任委員の委嘱につきましても、併せてご提案申し上げます。

議案書の名簿の4番目の候補者である岩間 香さんについてのご提案で

す。

本市では、「第4次大東市男女共同参画社会 行動計画」の重点施策に、「政策決定の場で活躍できる女性人材の育成」を掲げるなか、審議会等における女性の割合を40%にするという数値目標を定めております。

このたびの候補者である、摂南大学名誉教授の岩間 香さんは、美術史の絵画の分野を専門とされており、今後、審議会審議のさらなる充実と、そして本市が取り組む、男女共同参画社会の推進の両面を担っていただける貴重な人材として、このたびご提案するものでございます。

以上、9名の委嘱につきまして、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第9 教委議案第14号「令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

中村課長

日程第9 教委議案第14号「令和2・3年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

現在、スポーツ推進委員としてご活躍頂いております27名の委員の皆様につきましては、この3月31日をもちまして委員の任期が満了となります。

これに伴いまして、本年2月10日から3月13日までの間、公募を行いましたところ、20名の方からの応募がございました。

本市のスポーツ振興に深い理解を持って、スポーツの普及に取り組む、またその活動を通じて地域での活発な交流や、活性化に尽力したい等の強い意志をお持ちの方に数多く手を挙げて頂きました。

今回、別途お配りしております「令和2・3年度大東市スポーツ推進委員申込書」の中央部分をご覧下さい。応募の理由を記載して頂く記載欄を設けておりますので、応募者の動機等はそちらで確認して頂ければと思います。

応募状況につきましては、男性が6名、女性が14名の計20名で、再任の方が18名、新任の方が2名という内訳になっております。今回、応募された方々は、本市で地域のために大いに貢献したいという積極的な思いで応募しておりますことから、今後の本市におけるスポーツ振興を担う推進委員として適任であると判断し、ご提案させて頂くものでございます。

何卒、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

1番の方の住所のみ京都市ですが、大東市とのつながりはどういったものでしょうか。

中村課長

こちらの方は大阪産業大学の学生でして、住所は京都市ですが、大東市へ

通学されておられます。

水野委員

27名いらっしやったのが20名になるということは、7名減少ということですがけれども、随時、27名を目指して増やしていく流れなのか、敢えて減ったかたちの20名で来年度からいく流れなのかどちらでしょうか。

中村課長

スポーツ推進委員の定員を40名以内としておりますので、それに近づけていきたいと考えておりますが、お仕事の都合などで7名の減少となりました。何とか支障なく、スポーツ推進についての活動は可能ですが、まだまだ少ないため、随時、募集していきたいと考えております。

田中委員

応募理由に、「このブロックのまとまりの良さが大好きです。」とありますが、スポーツ推進委員の中でブロックごとに分かれているということでしょうか。

中村課長

ブロックにつきましては、市内を深野、南郷、四条、諸福の4ブロックに分けておりまして、この方の所属のブロックが個人的に良かったということで、応募理由にそのように記載いただけただけというものでございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第10 教委議案第15号「大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

中村課長

日程第10 教委議案第15号「大東市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明させていただきます。

現在、市民体育館及び龍間運動広場等の体育施設におきまして、年間を通じ、非常に多くの団体の皆様に、スポーツを身近に実施できる場としてご利用頂いております。

その様な中、今回の改正につきましては、市民のスポーツの振興及び体力づくりの推進を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するために設置されました、当該体育施設の更なる有効かつ有益な活用という観点から、利用団体の皆様からの円滑な利用の実施に関する要望に対しまして、スポーツの普及並びに文化を振興する上で、公益上の必要があると判断できる場合におきましては、従来の使用制限を緩和し、利用団体の利用の拡充及び施設の有効活用の推進を図るべく、本規則の一部を見直すものでございます。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。改正内容としましては、3ページ目の上段にございます第3条第3項の条文を新たに追加し、公益上、必要がある場合において、教育委員会の承諾を得た後、体育施設を1か月に使用する事ができる回数及び、1日に使用する事ができる区分数につきまして、通常の規定回数及び、区分数を超えて使用する事ができるとした事でございます。

また、第4条第3項の条文につきましても新たに追加し、公益上、必要がある場合において、教育委員会の承諾を得た後、体育施設の使用許可に関し、公共施設予約システムを用いての通常の申請手続きによらないで、使用

許可を行う事ができる事と致しました。

尚、少し後ろの6ページ目の下段にございます「委員会」に係る箇所の改正につきましては、今回、前述の第3条第3項の条文を新たに追加した際に「大東市教育委員会」の文言を使用した事によるものでございます。

本規則の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第11 教委報告第2号「大東市立青少年教育センターにおける臨時休館の期間延長にかかる専決処分について」の提案理由の説明をお願いします

前島所長

それでは、日程第11 教委報告第2号「大東市立青少年教育センターにおける臨時休館の期間延長にかかる専決処分について」の提案理由につきまして、ご報告申し上げます。

北条・野崎それぞれの青少年教育センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨日24日まで臨時休館措置を講じていたところですが、本日以降の開館時期につきまして、国や大阪府の考え方にに基づき検討いたしましたところ、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生のリスクが高まる3要素となる換気の悪い密閉空間、多人数が集まる密集場所、間近で会話等をする密接状態、これらをクリアすることが極めて困難であることから引き続き、令和2年4月7日まで休館延長とすることといたしまして、市民周知の観点から緊急に決定する必要性がありましたために、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、令和2年3月19日に専決処分とさせていただきますことをご報告いたしますとともに、ご承認を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第12 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市教育大綱実施計画に係る令和元年度取組状況について

⇒令和元年度における大東市教育大綱実施計画の取組状況について報告。

## 意見・質問

- ・PDCAサイクルの「A」、課題に対しての方策の部分において、「～について工夫を行う」などの抽象的なものが散見されるため、より具体的に内容を明記すべきである。

- ・「教員が主体的研鑽を図る場として大東教員スキルアップ講座を開設し、授業ビデオ研や出張スキルアップ講座等を組み込む」とのことだが、「授業ビデオ研」とはどういったものか。

⇒大東教員スキルアップ講座において、教員の授業風景を録画した動画を教材とする講座である。

- ・補充学習あるいは家庭学習として活用できるステップアップ学習プリントについて、家庭の印刷環境が整っていない場合もあるので、学校で印刷して子どもたちに配布することも考えられたが、今回の休業期間では大いに活用されていると考えているか。

⇒各校のホームページにリンクを貼っていただいたほか、市教委から学校へ、印刷したプリントを各家庭へポストインするよう促したことから、各家庭において活用されていると考えている。

- ・「気になる児童生徒について、担任の抱え込みを防ぐスクリーニングの取組みは、学校間で導入に差がある。」とのことだが、スクリーニングを導入している学校は何校か。

⇒全ての学校において導入しているものではないが、実験的に導入している学校もある。一方で、大阪府と連携しながらしっかりと取組もうとしていたが、項目の整理や項目が多すぎるなどから、整理しているところであり、課題を感じている学校もある。

- ・今後、全校にスクリーニングを推進していく考えか。

⇒スクリーニングの考え方を取り入れた様々な取組は、導入した方が良いと考えているが、生徒指導上の問題などから、どのように活用すればより効果的ものとなるかを検討しているところである。

- ・スクリーニングは重要だと考えており、結果的には子どもたちや家庭の課題の早期発見につながるほか、教員の抱え込みを防ぐという意味合いでも注目されている取組みなので、是非各校にもスクリーニングの大切さと方法の推進をお願いしたい。

## ②新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業措置以降の対応について

⇒3月2日から24日まで市内全校園を臨時休業としており、その期間の終了を迎えるにあたり、25日以降の春季休業中及び4月当初の行事等の対応について、各校園へ通知をした旨を報告。



**意見・質問**

・児童、生徒や保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について、個人が特定できないよう配慮しても、狭い組織なので特定されることは容易に想像される。そうなった場合の周りからの誹謗中傷が懸念されるため、現時点から対応方法を考える必要がある。また校園長会等でその対応についての内容を周知願いたい。

⇒市としても、新型コロナウイルスを理由としたものはもとより、差別や偏見、いじめは決して許されない旨を保護者に向けても繰り返し伝えている。また、各校園へも改めて周知に努める。

③大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について

⇒まなび北新における休館日の取扱い変更等に係る改正内容を報告。

④大東市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

⇒諸福小放課後児童クラブにおける夏季長期休業期間の限定入所の試行に係る改正内容を報告。


.....

亀岡教育長

以上で本日の案件は終了いたしますが、私事で申し訳ございませんが、退任のご挨拶のお時間を少し頂戴したいと思います。この3月末を持ちまして、教育長の職を辞することになりました。平成24年の5月に現東坂市長の信託をいただき、奉職して8年弱になります。この間、教育委員会制度の大きな改革もございました、いわゆる総合教育会議での首長による教育大綱の作成、そして教育委員長と教育長を一本化しての責任の所在の明確化など、こういった大きな流れの中で務めさせていただいたわけですが、先程、教育大綱の実施計画に係る取組状況について、事務局から説明がございましたが、教育大綱では学校教育について明記されており、本当に多岐に渡るものでございます。また、社会教育におきまして、飯盛城跡をはじめとしてさまざまな事業が展開されておりますけれども、この間、学校教育そして社会教育を進める中で、私自身多くの方々と出会いがございました。特に子どもたちの教育を預かる場所では、現場の先生方をはじめ、そして社会教育では地域の多くの人々に支えていただいていたのかなと思います。そういった意味では、皆様方の日々のご尽力が生まれ、つながり、そしてこれからさらなる大東市教育の発展につながるものと確信しております。この間、教育委員の方々をはじめ、皆様に支えていただいたことに心より感謝を申し上げます。どうも長い間、ありがとうございました。

以上をもちまして、3月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上



令和2年3月31日

亀岡教育長

水野委員